

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 28 日現在

機関番号：32614

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06595

研究課題名(和文)高齢犯罪者に対する自由刑の意義に関する理論研究

研究課題名(英文)The notion about the imprisonment of elder prisoners

研究代表者

安田 恵美 (Megumi, YASUDA)

國學院大学・法学部・講師

研究者番号：90757907

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、高齢犯罪者を刑務所に拘禁することについては、むしろ弊害の方が大きく、彼らの社会参加、そして社会復帰を大きく阻害している現状を把握することができた。高齢犯罪者においては、非高齢犯罪者よりも刑務所拘禁の弊害が大きく、さらにその弊害を除去するための積極的な処遇・支援も十分ではない現状において、高齢犯罪者が抱える諸問題は刑務所拘禁によってより複合化・多様化している。そこで、そのニーズや特性に応じた支援や関わり合いといった、社会復帰の前提をなす、「社会参加(社会内で生活するために必要なもの、サービス等が用意されている状態)」の観点から拘禁を回避することが、より一層重要であろう。

研究成果の概要(英文)：I confirmed that the detention of elderly prisoners is wrong. It hinders their social inclusion and rehabilitation. They are more vulnerable than younger prisoners. Generally, old person needs multiple care. But old prisoners can't be taken care in the prison. So, problems that they have are more complicate after their release. I think that it is more important to avoid their detention to realize their social inclusion.

研究分野：刑事政策

キーワード：自由刑 社会参加 社会復帰 vulnerable

1. 研究開始当初の背景

一般的に、「高齢者」は「傷つきやすい存在」である。なぜならば、彼らは非高齢者よりも医療的・福祉的ニーズが複合的で多様だからである。それゆえ、彼らの医療的・福祉的ニーズに対応し、就労によらずとも生計を得ることができるよう、社会保障や社会福祉の諸制度による保護が用意されている。しかしながら、近時ではそれらの諸制度による保護を受けることができず、社会に居場所を見出すことのできなかつた高齢者が、最後の「セーフティネット」として刑務所に入るべく犯罪を行うケースが増加している。2004年に出版された山本謙司著『獄窓記』や2006年1月の下関駅舎放火事件を契機として、生活困窮を背景とした高齢者や障がい者による犯罪の増加現象が指摘されるようになった。それらを契機として、法務省と厚生労働省の諸機関や地域の各社会資源とが協働して、刑務所拘禁を回避するための入口支援と満期出所後の「居場所」と「出番」を確保するための出口支援が行われつつある。これらの支援は、拘禁による弊害の回避や、生活支援の確保といった点からは非常に重要なものである。

しかしながら、その一方で理論的基礎が不十分であることから、それらの取組においては、2つの問題点が生じている。1つは、検察官による処分の決定や裁判官による量刑判断における、「高齢」という因子の位置づけの曖昧さである。刑事訴訟法248条や改正刑法草案48条2項は、それらの判断にあたり考慮すべき事情として「年齢」を挙げているが、この点について、たとえば、原田國男『量刑判断の実際』(2004)9頁、米山正明「9被告人の属性と量刑」判例タイムズ1225号(2007)では、「高齢」という因子は量刑判断において刑罰を加重させる方向にも、減輕させる方向にも作用すると指摘する。そこから、高齢犯罪者に対する入口支援の取組が、「障がい者」や「路上生活者」ほど積極的にはなされていない(大阪モデル、新長崎モデルなど)という実態が生じているものと思われる。もう1つは、高齢受刑者に対する仮釈放の消極的運用である。体力の低下等から非高齢者と同等の刑務作業を行うのが困難な高齢受刑者については、刑務作業時間の短縮といった措置がとられるが、この場合に仮釈放が認められにくくなる点である。なぜならば、当該受刑者に宣告されたのは刑務作業への従事と移動の自由のはく奪をその内容とする「懲役刑」であり、通常の刑務作業に従事しなかつた受刑者は「真摯に刑に服さなかつた」とみなされうるからである。この点について、地域生活定着促進事業による特別調整はこのような仮釈放の運用を前提として、満期釈放者を対象としている点にも問題がある。

日本では、近時高齢者犯罪、および高齢受刑者が増加しており、高齢者犯罪対策・高齢

受刑者処遇は刑事政策上重要な論点の一つとされている。しかしながら、それらの文脈の中では、高齢犯罪者は、障がい者と並列に扱われ、「生活支援が一層必要な層」として論じられるのみである。そこでも、生活支援の必要性と刑罰のあり方との関係性に関して十分に論じられていないために、地域生活定着促進事業は、刑務所入所時からの一貫した生活支援の重要性をいいながらも、特別調整は仮釈放の促進ではなく、満期釈放者に対する「居場所」と「出番」の確保として用いられているのである。さらに、高齢犯罪者に対する自由刑のあり方に関する議論の不十分性は入口支援の試みにも大きな影響を及ぼしている。すなわち、ダイバートされるか否かは、拘禁の回避がより好ましいかどうかという被疑者・被告人本人に関する事情ではなく、より早期に支援を確保することができたかどうか、という被疑者・被告人本人の力ではどうにもならない事情で、拘禁されるか否かが決まってしまうのである。その意味で、公平性が保たれていないといえよう。

2. 研究の目的

近時、日本で問題となっている、「生活困窮ゆえに軽微な犯罪を繰り返す高齢犯罪者」より早期の社会復帰を促進するためには、拘禁の回避および、早期釈放が好ましいと考えられる。それらの施策を具体的に提案するためには、「なぜ高齢犯罪者・受刑者に対しては拘禁的措置がより消極的にしか適用されなくてはならないのか」といった問いに答える必要がある。この問いへ答えるために、本研究では以下の点について明らかにする。第1に、問題状況および理論上の問題点を明らかにするために、入口段階(ダイバージョン、量刑)と出口段階(早期釈放、満期釈放時の特別調整)において「高齢」という因子は刑事手続き上の判決や処分決定にかかる判断と支援のアセスメントにおいてどのようにとらえられているのか、といった点についてヒアリングや判例の整理を行う。その中で、とりわけ「障がいを有する犯罪者」との違いに着目しながら、高齢犯罪者・受刑者固有の「傷つきやすさ *vulnérabilité*」を具体的に示す。第2に、理論的分析として、これまで論じられてきた「刑罰の目的・正当化根拠」に関する議論を高齢犯罪者・高齢受刑者の自由刑の執行に当てはめながら、再検討を行う。その際、日仏の文献整理のみならず、上記調査を通して得られた「生活困窮ゆえに刑務所に入りたいとして犯罪を行う高齢者」の存在や、「刑務所内での高齢受刑者に特化したプログラム」の実情を検討しつつ、高齢犯罪者・受刑者に対する自由刑のあり方を示す。

第3に、具体的な論点の検討として、高齢犯罪者に対する入口支援のあり方と、高齢受刑者の早期釈放(刑訴法482条2号に基づく自由刑の執行停止、仮釈放)の運用を積極化す

るための理論的基礎を明らかにする。

3. 研究の方法

上記研究目的を達成するために、本研究では、日仏の実態調査と文献研究の2つのアプローチから高齢犯罪者の特性を浮彫りにし、彼らに対する自由刑の意義、そして支援と自由刑の関係について理論研究を行った。平成27年度は、「問題状況」を理解するための調査研究を中心に行う。日仏の諸機関（刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、福祉諸機関、弁護士等）に対して、処分・量刑・早期釈放の決定段階において「高齢」という因子はどのように扱われているのか、「高齢」犯罪者の特性について、「障がい者」とはどの点が異なるのか、についてヒアリング調査を行った。また、日本においては、高齢出所者（当事者）に対して、刑務所出所から現在（生活が安定している状態）に至るまでのライフヒストリーに関するヒアリングも行った。

平成28年度は、補充調査および、調査結果の分析と文献等の整理から、「高齢」犯罪者に対する自由刑の意義に関する理論研究を深め、研究成果として講演・研究会報告や、論文・著書執筆の作業に取り組んだ。

4. 研究成果

本研究では、高齢犯罪者を刑務所に拘禁することについては、むしろ弊害の方が大きく、彼らの社会参加、そして社会復帰を大きく阻害している現状を把握することができた。高齢犯罪者においては、非高齢犯罪者よりも刑務所拘禁の弊害が大きく、さらにその弊害を除去するための積極的な処遇・支援も十分ではない現状において、高齢犯罪者が問題は刑務所拘禁によってより複合化・多様化している。そこで、そのニーズや特性に応じた支援や関わり合いといった、社会復帰の前提をなす、「社会参加（社会内で生活するために必要なもの、サービス等が用意されている状態）」の観点から拘禁を回避することが、より一層重要であろう。

その意味で、フランスにおける実態調査において、「社会参加」を促進するという観点から、高齢犯罪者に対する老人ホームにおける「非刑事施設への委託 placement extérieur（自由刑の執行のひとつのバリエーション）」の運用や、高齢受刑者にたいする早期釈放制度およびそれを活用するための活動については、注目すべきであろう。

研究成果は、論文として公表し、それを一冊の本にまとめた。また、高齢犯罪者処遇や彼らに対する自由刑のあり方について、講演会等において講演をする機会があった。

くわえて、本研究プロジェクトと連動して、大阪市立大学都市研究プラザのプロジェクトの一環として、主に高齢・障がいを有する出所者を念頭において「シャバのあるきか

た」と題した彼らの社会参加を促進するためのリーフレットを作成した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計4件)

井上宜裕、安田恵美「治療を理由とした刑の修正を受ける人々の居場所と援助：尊厳をもってケアを受ける（受け入れ先紹介実用ガイドブック）」九州大学法政研究 83巻4号、941頁-967頁、2017年03月

安田恵美「高齢受刑者の医療を受ける権利の保障とその手段としての早期釈放制度の積極的運用(6・完)」大阪市立大学法学雑誌 62巻1号、1頁-35頁、2016年3月

安田恵美「高齢受刑者の医療を受ける権利の保障とその手段としての早期釈放制度の積極的運用(5)」大阪市立大学法学雑誌 61巻4号、863頁-923頁、2015年11月

安田恵美「高齢受刑者の医療を受ける権利の保障とその手段としての早期釈放制度の積極的運用(4)」大阪市立大学法学雑誌 61巻3号、596頁-638頁、2015年9月

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

安田恵美・掛川直之 編著『URP「先端都市シリーズ」10 刑務所出所者の更に生きるチカラ それを支える地域のチカラ』2017年3月（大阪市立大学都市研究プラザからの助成を受けて発行）

安田恵美『高齢犯罪者の権利保障と社会復帰』（2017年1月、法律文化社）

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

・「シャバのあるきかた」(刑務所出所者支援リーフレット、大阪市立大学都市研究プラザからの助成をうけて発行)

6. 研究組織

(1)研究代表者

安田恵美 (YASUDA, Megumi)

國學院大學、法学部、専任講師

研究者番号：90757907

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()